

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポル幡ヶ谷九〇四 電話(03)37714649 FAX(03)29915367
振替 東京0158431 労金 東京労金本店No1154163

購読料 月額500円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

国連平和協力法は廃案になったが.....	2
参院愛知補選の教訓.....	3
——「平和憲法を守れ」で統一戦線を——	
旧日本軍の亡霊——海外派兵を許すな.....	4
——10・21横田基地包囲行動に二万三千人——	
中労委は動き出したが.....	5
——闘争団、本務の運動と前進が勝利への基礎——	
「労働者の権利宣言」(素案)を提示.....	6
——全労協第二回全国地域集会から——	
資料1 労働者の権利宣言・素案(全文).....	9
三つの柱を中心に.....	13
——東京全労協結成さる——	
資料2 東京全労協結成「大会宣言」.....	14
資料3 「愛知全労協」結成宣言.....	14
資料4 社会党宗谷地区協が党本部に意見書.....	15
今こそ共闘運動、大衆行動、交流を.....	16
読者からのおたより.....	18

旬刊 社会通信

NO. 455

一九九〇年二月二日

一九九〇年二月二日発行
(毎月一日・二日・三日発行)

■巻頭言■

国連平和協力法は廃案になったが

労働大学の講座で全国を走り回った。ある講座でのテーマは「ものの見方、考え方」。向坂先生の『労働者の世界観』（労大新書）を読み直し、先生がご存命であつたらどういう話をされるだろうかと考え、情勢の見方に焦点をさぼることにした。

講座の出席者はほとんどが二十代の若い仲間たち。ある会場では二五歳の若者が「二〇歳前後の若い人はボクにとつて宇宙人みたい」と語ってくれた。それを聞いて、「ボクはどうすりゃいいの。あなたがそうおっしゃるんでは」と、眼をパチクリしたものだ。

また、ある会場で二十代半ばの若者が、「自衛隊は日本への侵略を守るもの。今度の国連平和協力法は自衛隊の海外派兵。だから、憲法違反で許せない」と発言した。その言葉に、胸にモヤモヤしていたものがいつきよに解消した。

二十代の若者たちは一九六〇年以降の生まれ。高度経済成長とともに彼らの人生がある。「競争の排除」を至上命題とする労働組合が競争を組織し、企業の論理が教育の場にストリートにもちこまれるようになったのが七十年代から八十年代、そして自衛隊が世界第三位の戦力をもつまでに増強されたのが八十年代だ。

私たち四十代から五十代は、「自衛隊は憲法違反」と教わつたのだが、二十代の青年たちには「自衛隊があるのはあたり前」が社会的な風潮。したがって常識ということになる。日経新聞の調査で、二十代の若者に派兵肯定が四七・二％と、きわめて高いのもそのゆえだろう。

だが現実はいえ、大学入試の先鞭を切る防衛大学では志願者が激減したばかりか、ある県では自衛隊の隊友会で「自衛隊をやめる者が相次いでいる」ことが大きな話題になっているという。若者たちの深刻な矛盾がここにある。

この矛盾は若者だけではない。自衛隊の海外派兵を打ち出した海部総理ですら、国会答弁で「武器はもつていくが、使うことはしない」「危ないところには近寄らない」と述べているからだ。世界の軍事常識からすればモノ笑いのタネでしかないことが、このように国権の最高の場で論議されている。そこに日本国憲法の意義がある。

自衛隊の海外派兵をもくろんだ「協力法」は廃案となった。法案提出のと時から予想されていたことだ。だが、憲法を土足でふみにじるこの蛮行にもかかわらず、内閣は倒れず、海部はもちろん、影で演出した自民党執行部はほとんど無傷で生き残った。

十月一六日からの国会論議は有意義であつた。だが、あまりにも技術的ではなかつたか。集団自衛権問題、武器の携行、国連軍か否かの問題等々。解釈論争はそれこそ自民党の思うつぼだ。憲法は「陸海空軍その他の戦力は持たない」と明記しているのだから。

若者たちは教育のゆえに、そして大人たちは国家意識のゆえに、自衛隊の存在を容認している。しかし、日本国憲法は全文と九条で国軍＝自衛隊の存在自体を否定する。

十一月六日、日教組に結集する首都圏の五高教組が「教え子を戦場に送るな」、「教え子を自衛隊に送るな」と総決起集会にたち上がった。だが、戦争と平和の問題は一日教組の問題ではない。労働組合すべての問題だ。旧同盟系労組、そして連合に「憲法擁護」を望めないとすれば、旧総評の労働組合、労大、社青同、婦人会議をはじめとするさまざまな教育、民主団体が理論的・実践的にこの任務を担う他ない。それが総評センターを残した意味でもある。

(滝野)

参院愛知補選の教訓

——「平和憲法を守れ」で統一戦線を——

愛知県民は、自衛隊海外派兵法案に「ノー」の審判をくだした。だが選挙結果に県民の真の声は生かされず、自民がほくそえむこととなった。この教訓に学ぶことが、これからの日本政治の最重要事となる。教訓は何か。

第一。「自衛隊の海外派兵反対。平和憲法を守れ」の一点で統一戦線結成とはいわないが、統一候補を擁立できなかったことだ。

選挙結果は投票率三八・七%、その得票数は社会七九・三万票、共産二二・〇万票、笑った自民八三・三万票。反自民票は自民を一七万票も上回った。もし反自民で候補が統一されていたら……。きわめて残念なことである。

昨年は東欧の社会主義国が大衆運動、ゴルバチョフのペレストロイカで激動した。今年から来年にかけて、今度は資本主義国が激動の時代に入る兆しを強めている。日本もその例外ではない。昨年の消費税導入を典型とする「三点セット+α」が第一幕であったとすれば、国連平和協力法は第二幕の幕開けだ。憲法擁護を柱に、「反独占・反自民」の統一戦線構築への努力が問われる。

第二。激動期、中間政党の公明、民社はなす術を知らない。消費税、そして今回の事態で彼らはただ動揺するばかり。勤労国民の反対の声におされ、政府案反対に回ったことは周知の事実だ。世論は社会党の基本政策（非武装・中立、護憲、安保・自衛隊廃棄）にある。憲法学者、土井委員長の出番はいよいよこれからである。

第三。社会党の足腰を強めることだ。昨年の参院新潟、今年の参院福岡の補選は自民党退潮の契機となった。新潟、福岡とも万全ではないが社会党の足腰は強い。だが愛知は民社、自民が社会を圧倒している。しかも思想的にも不十分だ。

「三点セット+α」で支持基盤を動揺させている自民党に、さらに憲法問題が加わった。この問題はこれからも尾を引くばかりか、自民、財界が本格的に「改憲論」をうち出してくるのも必至。自民党の支持層に「反自民」の気分が醸成されずにはおかないのだから、社会党が共産排除に肩入れせず、中間政党に気がねせず基本政策の実現に全力をつくすところこそ、社会党の大幹部が希求する政権への近道となる。

第四。連合が自民候補を喜ばせたことだ。連合は社会党候補を支援しなかった。愛知が「トヨタ王国」とはだれもが知ってところだが、もう一つの側面がある。それは三菱重工、石川島播磨に代表される軍事産業の一大拠点であることだ。それら企業の系列下に多くの小零細な軍需関連企業がある。

連合は組織分裂をおそれ、日和見をきめこんだ。連合首脳は国連協力法の廃案にホッと胸をなでおろしていることだろうが、こうした連合の態度こそ、小沢（自民党幹事長）、中曽根（元首相）らをのさばらす最大の要素となったことを忘れてはなるまい。

第五。今回の国連協力法の論議のなかで、「改憲論」が勢いを増す傾向が芽ばえたことだ。これは危険な徴候だ。中近東は遠い世界だ。もし今回の事件が朝鮮半島やフィリピン等でおきていけば、マスコミもヒステリー状況におちいったのではないか。

小沢自民党幹事長は、「前ならば、ボクが『現憲法下でも自衛隊の海外派兵は可能』なんて言えば、大騒ぎになり、辞職ものだった。そうならなかったのは、感情的な議論では、もはや日本が国際社会のなかで生きていけないことがわかってきているからじゃないか」としゃべっている。

第二幕はあいたばかりというゆえんだ。社会党が「反独占・反自民」の中核的役割を果たす客観情勢の出現である。

(T)

旧日本軍の亡霊——海外派兵を許すな

——10・21横田基地包囲行動に二万三千人——

東京三多摩地区の福生市など四市二町にまたがる米軍横田基地——周辺約一五kmにおよぶこの基地は、全国一六六の軍事施設を統轄する在日米軍指令部、第五空軍指令部、弾薬庫、野戦病院などがおかれている。早朝エンジンテスト、大型輸送機の離着陸、騒音、危険だらけの空——朝鮮戦争、ベトナム戦争時も、この基地から、直接爆撃機が飛びわたったのである。そして現在、中東情勢の緊迫化にともない、横田は再び米軍の重要な中継基地となっている。さらに、米軍の動きに呼応し、後方支援として、政府・自民党は憲法違反の「国連平和協力法」を今国会において成立させ、自衛隊の海外派兵を強行しようとしているのである。

こうした情勢の中、嘉手納、厚木、小松に続いて、横田基地周辺を人間の輪で包囲し、反戦・反基地・反自衛隊の意思をアピールする行動が、一〇月二日、国際反戦デーの日に取り組まれた。包囲行動の中心になったのは「10・21横田基地を人間の輪で囲もう三多摩実行委員会」である。「三多摩実行委員会」は、三労センター、地区労、社会党などを中心に、様々な市民団体をも含めて構成され、各地域ごとに実行委員会をつくり、包囲行動成功に向けた準備がすすめられていった。市民の反応も当初は鈍かったが、中東情勢の緊迫化にともなう自衛隊の海外派兵が現実味をおびるにつれ、関心は急速に高まっていた。

当日、秋晴れの少し汗ばむ陽気の中、午前一一時頃から基地周辺の公園には三々五々、各労働組合の組合員や様々な市民団体の人々が集り始めていた。各地区実行委員会、団体ごとに歌や集会などで氣勢をあげる。弁当で腹ごしらえをしている一団もいる。

包囲場所への集結は午後一時——一二時一五分頃から、それぞれの公園から基地周辺の集結場所へと隊列をつくりながら移動する。機動隊の装甲車が主な路地ごとに配置されているが、表面には出てこない。制服の警官が交通整理にあたるだけである。バスをチャーターして到着した団体も合流する。家族づれが目につく。予想以上の集りである。

イエローゾーン、レッドゾーン、ブルーゾーン、グリーンゾーンと銘うった基地周辺の持ち場、持ち場への配置が完了した。包囲五分前——分読みが始まる。一分前——秒読みが始まる。一三時一五分——笛が一斉に吹かれ、それを合図に、真横に並んだ人々が基地に向かって手をつなぐ。それまであけていた各ゲート前も、人間の鎖によって包囲された。手と手をつなぐ間隔には、まだまだ余裕がある。横田基地が目標を上回る二万三千名の人間の輪で完全に包囲された瞬間である。横田基地を並行して走る国道一六号線の車からクラクションがならされる。実行委員会本部の宣伝カーが、「基地は完全に包囲されています」とくり返す。手をつなぎながら、シュプレヒコールをあげる。「横田基地を撤去しろ」「米軍は横田から出ていけ」「自衛隊の海外派兵を許さないぞ」「国連平和協力法反対」等々——憲法を無視した政府・自民党の暴挙に、怒りをこめた抗議の声が続く。

横田基地包囲は成功した。社会党の土井委員長もこの行動にかけつけ、正面ゲート前の包囲行動に加わった。一三時五〇分——基地を背にして第二回目の包囲行動、一四時一〇分——再度基地に向って第三回目の包囲行動を、それぞれ五分間ずつ行う。包囲終了後、

参加者がそれぞれの首にまいた赤、黄、青、緑のリボンを基地をとり囲む金網にしばらくける。解散し、帰途につく参加者の顔には、一つの大きなことをやりきったという満足感があふれていた。

しかしこの行動は、闘いの出発でもある。政府・自民党による「国連平和協力法」成立・自衛隊派兵を強行しようとする策動は、アジアなど、周辺諸国の猛反発にもかかわらず続いている。私たちは、再び戦争への道につき進もうとするこれらの動きを絶対に阻止しなければならぬ。世界の平和と人間の未来のために……。

(M)

中労委は動き出したが

—— 闘争団、本務の運動と前進が勝利への基礎 ——

全国三七都道府県地労委から八六本（事件件数では一三〇件、一〇月末日現在）もの全面勝利命令を積み上げてきた国労の労働委員会闘争は、中労委を舞台として「全面解決」にむけた攻防が展開されている。

四月一日に一〇四七名の清算事業団労働者が二度目の解雇をされたときにも何の動きも示せず、各方面から厳しい批判を受けた中労委だが、五月以降、J R 労使に対して断続的に事情聴取を進めてきた。そして八月二二日、中労委は公益側、労働者側、使用者側それぞれ三人の代表委員による「三者懇談会」を設置し、J R の不当労働行為事件の解決にむけた調整を行っていくこととなった。

一〇月一九日には、J R 労使（国労とJ R 東日本）をよんでの全面解決にむけた中労委の調整作業がはじまった。

具体的手順としては、当事者のほとんどがJ R に復帰している出向差別事件の解決にむけた調整からはじめられているが、他のすべての不当労働行為事件の解決のための作業を順次進め、J R への採用差別事件も含めた労使紛争の全面一括解決が追求されていくこととなる。

ところで、このように中労委の動きが本格化してきた背景としては次のことが指摘できるであろう。

第一は、長期闘争をも闘える闘争団の体制が確立したことである。相手側は、闘争団の体制確立、とりわけ、ほとんどの闘争団員の雇用保険が七月で切れることから、八月以降の闘争体制を注目していたことはまちがいない。闘争団からの脱落、不団結の拡大等々、困難な状況が生じる中で、国労が低水準の妥協に追いつめられることを期待していたであろう。

しかし、雇用保険切れ直後の八月上旬に開催された国労全国大会で闘争団の闘う体制強化が再度意思統一されるとともに、闘争団の仲間たちも、地にはいつくような努力の中で様々な困難を克服しつつ、着実に闘い抜いていける体制を確立してきた。たとえ長期になろうとも自活していける組織的な体制確立を進め、J R での労働条件改善、組織拡大の闘いと結合させながら闘いを拡めてきた。

長期闘争の体制を確立することが早期の解決につながる、と全力をあげて取り組んできたことが、闘争団の闘いの拡大を恐れる相手側の解決にむけた一定の動きを引き出ししてき

つつあるといえよう。

第二には、運動と支援の輪の拡がりである。中央共闘、連帯する会、さらには地方での様々な共闘など、運動と支援の輪の拡大が生み出され、カンパ・物販の取り組み、北海道・九州への激励交流、中央行動、中労委・労働省・運輸省等への要請行動等々、闘いは拡がってきている。

いうまでもなく、闘争団の仲間のがんばりがこうした闘いの拡がりを生んできた。また運動の拡がりの中で闘争団の仲間も支えられ、自信と確信をもってきた。

権力の側にとって都合の悪い事態である。JRの安全問題、株式上場問題、一部セクトの問題等々とも関連して労使関係の推移に重大な注意を払っている相手側にとって、JR自身のとるべき対応も含め、一つの節目を迎えているとの判断があったとしてもおかしくない。

第三に、中労委自身の動向である。JR関係事件が中労委に集中し（国労関係だけでも八七件）、続々と結審している（現在、その七割にあたる六〇件が結審）。和解で解決するのか命令を書くのか、早期解決を要求する運動と世論の前に、中労委は労働委員会としての存在意義をもかけた判断と対応をせまられてきたのである。

いずれにせよ、JRをひっぱり出しての全面解決にむけた中労委の本格的な動きがはじまったばかりである。中労委に過大な期待を寄せるのも、どうせろくなものは出ない」と中労委への運動の集中を欠いてしまうのも、いずれもまちがいである。解決の水準は、運動の前進と拡がりにかかっている。

(I)

「労働者の権利宣言」(素案)を提示

——全労協第二回全国地域集会から——

愛知全労協が九月八日、東京全労協が一〇月二四日と、相次いで県レベルの全労協が結成され、また、各地において、「連合」による地区労解体など地方組織の再編成をめぐり、これに抗した運動が取り組まれる中、一〇月二六日・二七日の日程で、「全労協第二回全国地域活動家交流討論集会」が熱海で開催され、四二の労組・団体から一〇六名が参加しました。

地域運動発展に全力

山崎議長は集会冒頭、国労の闘争を全力で闘い抜く、そのための全国的な支援体制作りが各地で進められていること、さらに、「国連平和協力法」を廃案に追い込む動きが拡大していることを指摘、各地域の運動をさらに発展させることを訴えました。

国際労働運動研究協会の吉原節夫編集長は講演で、①ソ連・東欧の情勢から、九〇年代は、社会主義体制がどう蘇るのか、資本主義体制がどうその危機を克服するのか、その視点で見ると対立は激化する。②「連合」は組織労働者の六六%八百八万人を組織したが、全労協は、継承すべき総評労働運動がどのようなものなのかを具体的に示し、実現しなければならぬ。③「連合」の山岸会長は、今春闘で賃上げが六%に近づいたというが、労働者は評価していない。「連合」内部では、自衛隊・行革・原発などの課題で官公労と旧

同盟系組合との対立が激化し、政治路線の違いが明確になってきている。④今年五月に四七都道府県「連合」が発足したが、専従者の過半数は旧同盟・J C系で、県評の役割は継承されない。地方組織を守ることが急務だ、など現状を分析し、さらに、「全労協長期政策委員会」が討議中の「労働者の権利宣言（素案）」（資料1参照）を示しました。

中小地域対策委を設置

また、基調報告は佐藤事務局長が行い、地域組織方針として①地・県評再建は、ナショナルセンターとの上下関係を持たない中立・解放型組織として、全ての地域労働者・組合の結集体とする。②未組織労働者の組織化、争議支援、反戦・平和・反行革・労働者・市民の「駆け込み寺」的運動の取り組み、③地域組織を守るため、オルグ・財政確立の努力、④地域全労協を組織し、地域労働運動の再建をはかる、などを示し、そのために「中小地域対策委員会」を設置したことを明らかにしました。

全労協の知名度はこれからの活動に

地域・単産の報告としては、①（国労）闘争団がほぼ自活体制を確立したが、冬期の首都圏への出稼ぎやアルバイト中の労働災害対策が必要となっている。また、J R内の労働条件が悪化しており、J R内での組織と闘いの強化を進めている。中労委に関わる取り組みとして、節目には全国行動等を組織する。②（愛知全労協）国労・タカラブネ労組・新白砂パート労組・名古屋市労組連などで、組織人員千名で発足。地域活動家の交流集会など積み重ねていく。③（東京全労協）五五組合・団体から六百名が参加して、結成集会を開催。国労・都労連・東京清掃労組・全水道東水労・全国一般などが結集、五〇万組織を目指す。④（東京都職労）清掃・民生・大田・中央支部をはじめ、全労協への加盟・連携強化を決める支部が拡大している。一方、区労協ごと全労連加盟をはかる動きもある。区職労でアンケートを取ったところ、「全労協」は一般組合員にほとんど知られていない。自衛隊の海外派兵に危機感を持っている組合員は多く、国労支援カンパも集まっている。全労協としてもっと大胆かつ柔軟な運動が必要、などが報告されました。

三分科会で活発な論議

また、二日目には、「地域労働運動」・「反原発」・「中小労働運動」をテーマに分科会が行われました。

「地域労働運動」分科会での主な発言は次の通りです。

（兵庫）県共闘について、「連合」は反「連合」組織と位置付け、自治労兵庫県本部に組織整理を求めたが、大会では議案を棚上げとさせた。共に運動を担う活動家の率直な交流や明確な運動の提起が重要となっている。県共闘では自治労を中心に、社会党・地区労などで反行革共闘を組織、県共闘にこられないところは社会労働運動センターで組織していく。「連合」が地域の自主性を認めず、ワクの中での取り組みしかやらないのに対し、地区労働運動として地域独自の課題などを、農民などとの共闘も含め考えていく。海外派兵反対も、上から何も降りてこないというのでなく、三人でもピラをまくというように、具体的な運動が大切だ。社会党との関係で、岡崎ひろみの会派加入問題で、田辺副委員長は、今後は反「連合」の候補者は公認しない、岡崎を応援した県議は公認しないと云っている。

そういう中で、小さな地域での合理化の交流集会など取り組んでいる。

(静岡) 県評として、県ローカルセンターを目指し、全国組織とは連携共闘の関係とすることを確認したにもかかわらず、九月二十九日の大会では、執行部から「全労連加盟」提起の動きがあり、撤回させた。「連合」系組合だけの一地区労以外は、組織を維持している。「連合」系組合にも橋を懸けるような共闘組織を作っていく。

(京都) 京都総評の先週の大会で決定された予算では、全労連への予算に対し、全労協への予算はかなり少ない。全労協を京都に実現するためには、国鉄闘争をはじめ、多角的重層的な取り組みが必要。

(大阪) メーデーは単独で組織し、デモスタート時には三百人だったのが解散時には五百人にふえていた。「君が代」問題で市教委への申し入れや十一月二日の登校児童の対応など、具体的な運動を担っている。当面、「全労協大阪ユニオン」(仮称)を結成し、地域オルグのできる体制を作っていく。

(東京) 東京地評は反「連合」の全国組織と協力共同の関係。全労連東京は準備会のままとなっているが地区労連作りを狙っている。「連合」は選挙区ごとに地区「連合」を作る予定。「連合」も全労連も地区労がじゃまになり、地区労の中には、「連合」と全労連の地区労内組合の幹部が協議して、地区労解散を決めたところもある。地評としては国労闘争や争議などを偏らない表現で取り組んでいる。

(群馬) 国労・金属などで準備会懇談会を発足。女性パート労働者を含む「群馬ユニオン」や合同労組づくりを行っている。

(宮城) 反「連合」は中小組合だけ。労研センターの会員拡大を取り組んでいる。

(千葉) 労研センターを中心に、社会党・国労・高教組・水道などで国鉄闘争を柱に、二三地区中一六地区で集会を組織。

「反原発」分科会では、福島原発再開や核燃料輸送の問題に対し、首都圏反原発ネットワークが一月八日に集会を開催し、労働組合の中に運動を広げていく取り組みや郵政ユニオンのピースサイクルなどが報告され、全労協として、①東電福島原発再開反対、②核燃料輸送反対、③被曝労働者問題、④電力需要拡大政策反対など取り組むべきだとの意見がまとめとして出されました。

「中小労働運動」分科会では、まとめとして、地域合同労組作りについてのマニュアルを作成し、既成組合の力も使って、未組織の組織化をはかる。労働者の要求が多様化しており、それに応える運動が必要である。中小労組の交流討論・資料交換の場やネットワークを全労協をして取り組むべき、などの意見が出されました。

一月二十九日に春闘討論集会

集会のまとめとして佐藤事務局次長は、一月二十九日に春闘討論集会を開催する。国鉄闘争は各地域で、労組のわくを越えて地域横断的な取り組みにしたい。九一春闘にむけ全労協をして旗を取り、地域の闘いを広げていく。反原発の闘いは全国各地の取り組みのうえに全体の取り組みを行う。福島原発へはバスを出したい。今後は各地区で、地区労などと連携して活動家交流集会を企画し、拡大を計りたいと述べ、集会は終了しました。

なお、この地域集会で「労働者の権利宣言」草案が公表されました。さらに論議を重ね、最終案をにつめることになっています。資料として紹介します。

(Y)

資料1 労働者の権利宣言（素案・全文）

一、「権利宣言」の提起にあたって

（権利をめぐる現状認識）

1 わが国労働者の権利は、使用者と国家の無理解と基本的な抑圧政策によって、著しい経済発展にもかかわらず、きわめて低水準にある。
 加えて、使用者の労務政策の展開と労働者・労働組合のこれに対抗する運動の後退は、職場における圧倒的な使用者優位の権利状況を生み出すことによって労働者の権利の空洞化・形骸化を招くものとなっている。

2 第二次大戦後の諸外国の権利水準の発展やILO条約等に定められている権利水準の向上にもかかわらず、わが国においては権利水準の引き上げは使用者の反対と国の消極的な姿勢によって遅々として進んでおらず、国際的水準からの立遅れは今日きわめて顕著なものとなっている。
 このことはわが国労働者が、産業発展、経済成長、GNPなどにふさわしい権利上の処遇を拒否されていることを意味している。

3 労働者・労働組合の権利の確立と向上を旨とすとりくみは弱体化しており、労働者意識の変化などの要因も作用し、全体としてわが国労働運動における権利闘争はいま停滞ないし後退を示しており、権利をめぐる現状を正しく把握したうえで、これまでの権利闘争の成果と弱点を総括し、権利闘争の再生・再構築を図ることが必要となっている。

（権利闘争の位置づけと性格）

1 労働者の権利は労働者のたたかいないしには確立し得ない。

労働者の権利は、資本・国家権力との労働者のたたかいを通じて形成され、たたかいの中で定着し、あらたなたたかいによって伸長する。

いったん獲得された権利も権利を守る不断のたたかいがなければ空洞化・形骸化し、そして奪われる。

労働者の団結とたたかいこそが権利闘争を支える基礎である。

2 労働者の経済的諸条件や生活水準の向上は、労働者の自由や基本的権利の確立と不可分一体である。

労働者の生活と福祉の維持・向上は、労働者の権利の保障によってこそ真に獲得されるものであり、権利保障なくして生活と福祉の真の向上は望み得ない。

3 権利を主張し、権利を獲得していく主体はあくまでも労働者自身である。ひとりひとりの労働者こそが権利の主体であり、ひとりひとりの労働者は、権利闘争の担い手である。

4 権利の侵害は侵害とのたたかいによって排除されなければならない、侵害された権利は完全に回復されなければならない。

権利の侵害を許さず、権利侵害とたたかうことなしに権利を維持・確立することはできない。

権利侵害とたたかうことは労働者にとって権利であると同時に義務である。

5 権利は日常不断の努力の積み重ねによって着実に確立されていくものであり、権利の現状をたえず点検するとともに、権利の学習と実践を通じて権利意識を強化し、権利の定着と伸長を図っていくとくみが必要である。

6 権利保障を旨とするたがいは、労働者の普遍的な要求として、企業の枠、産業の枠を超え、社会化することによって、よりひろく、より強固なものとして発展する。

権利闘争における共闘の追求と拡大は権利闘争の展開のうえできわめて重要である。

(労働組合の役割)

1 労働組合は、労働者の自由と権利を確立するためのもつとも重要な任務をもつ組織である。

労働組合は使用者から独立し、組合民主主義を確立することによって、労働者の自由と権利の保障を旨とするたがいの中心的役割を果たさなければならない。

2 労働組合は、労働者の団結によって労働者の自由と権利、人間としての尊厳の確立を旨とする労働者の連帯組織であるとともに、平和や民主主義、基本的人権、さまざまな社会的公正・不平等などにとりくむ開かれた組織であることを確認する。

(権利宣言の基本的視点)

1 すべての労働者は人間として尊重され、自由と権利が最大に保障されなければならない。

労働者は労働力商品としてのみ扱われてはならず、人間としての尊厳を実現するために必要な諸権利が保障されなくてはならない。

2 労働者は人種、信条、国籍、性別によって差別されてはならず、また雇用形態等を理由とする差別的な取扱は許されない。

高齢者、障害者も一人の人間として尊重され、その働く権利が保障されなくてはならない。

3 労働者と使用者はあくまでも対等であり、労働者と使用者という個別的労使関係においても、労働組合と使用者という集団的労使関係においても実質的対等性が保障されなくてはならない。

4 労働組合は労働者の利益を守るためにあらゆる問題について使用者と交渉し、決定する権利を有するものであり、この権利を実効化するための諸権利が保障されなければならない。

(権利宣言の実現)

1 権利宣言は労働者・労働組合の当然の権利として保障されるべき権利の内容と水準を示すものであり、権利宣言に掲げられた諸権利は、使用者によって承認されるべきことはもとより、国家の立法、行政、司法においても保障されなければならない。

2 労働者・労働組合は権利宣言の掲げる諸権利の承認を要求して使用者とたたかうとともに、社会的、政治的運動を通じて国に対し権利の保障を迫るたがいを展開する。

これらのたがいを通じて権利宣言の内容は実現される。

一、労働者の権利

(労働者の基本的権利)

1 全ての労働者は、法の前に平等であり、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によつ

- て差別をうけることなく、全ての権利と自由を享受することができる。
- 2 全ての労働者は、あらゆる形態の強制労働を拒否する権利を有する。
 - 3 全ての労働者は、思想、良心及び信教の自由を享有する権利、干渉をうけずに自己の意見をもち、発表する権利、集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由の権利を有する。
 - 4 全ての労働者は、労働し、職業を自由に選択し、公正かつ良好な労働条件——人間の尊厳にふさわしい生活を自己及び家族に対して保障しうる賃金、安全かつ健康的な作業条件と環境、昇進・昇格の機会均等、労働時間の合理的な制限と定期的な有給休暇とを含む休息及び余暇など——をうる権利を有する。
 - 5 全ての労働者は、健康で文化的な生活を営む権利を有し、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進を要求する権利を有する。
 - 6 全ての労働者は、その経済的、社会的利益の擁護、向上のため、労働組合を結成し、これに加入する権利を有し、組合員であること、労働組合に加入し、もしくはこれを結成しようとしたこと、あるいは労働組合の正当な行為をしたことの故をもって、解雇その他の不利益な取扱いをうけることはない。自衛隊、消防、警察における団結を保障すべきである。
 - 7 全ての労働者は、あらゆる労働条件について、使用者と対等の立場で決定する権利を有する。
 - 8 全ての労働者は、週四〇時間労働・週休二日制、年間最低三労働週の年次有給休暇の権利が保障される。また、有給休暇の制度化、国定祝祭日の有給化を要求し、この達成を通じて、自己及び家族の健康及び福利のために十分な生活水準を享有する権利を有する。
 - 9 全ての労働者は、公正な賃金及びいかなる差別もない同等の労働に対し同等の賃金をうける権利を有する。
 - 10 全ての労働者は、完全雇用政策の確立とそれにかかわる労働組合との協議を要求する権利を有するとともに、失業、疾病、能力喪失、配偶者の喪失、老齢、又は不可抗力に基づく他の生活不能の場合には社会的保障をうける権利を有する。
 - 11 全ての労働者は、有給による出産休暇、育児休暇制度、保育休憩の権利を有する。
 - 12 全ての労働者は、児童及び年少者の保護及び援助のために、時間外及び深夜労働、あるいは危険・有害作業への就労を阻止する権利を有する。
 - 13 全ての労働者は、最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有し、そのために必要な事項につき、安全・衛生委員会の活動を通じて、点検・立入・監視及び報告を求める権利を有する。また、安全衛生教育、定期的健康診断の実施、労働災害・職業病に対する企業特別補償の権利を有する。
 - 14 すべての労働者は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、国籍、国民的もしくは社会的出身にかかわらず、差別をうけることなく、法の平等な保護をうけ、また救済をうける権利を有する。
 - 15 女子労働者に対する不合理な差別はすべて禁止される。採用から退職に至るまでの雇用のあらゆる段階において女子労働者は男子と差別されてはならない。

女子労働者は母性保護の原則に基づく権利が保障される。この権利の行使を理由とするあらゆる不利益扱いは禁止される。

16 高齢者、障害者は、そのことを理由に雇用を拒否されてはならず、働く権利は保障される。

17 外国人労働者は、原則として、本権利宣言に掲げる権利を享受する。

三、労働組合の権利

1 労働組合は団結自治の原則に基づき、自主的に運営し、活動する権利を有する。国及び使用者は、団結自治を尊重し、労働組合の自主的な運営及び活動について介入してはならない。

2 労働組合はあらゆる労働者を組織することができる権利を有するとともに、企業の枠をこえて、地域別、産業別に団結する権利を有する。

3 労働組合は団結活動のため組合費のチェック・オフ、在籍専従、組合掲示板及び組合事務所の設置等を要求する権利を有する。

4 労働組合は使用者に対し、全ての労働者の全ての労働条件について、使用者と対等の立場で決定する権利を有する。

5 労働組合は全ての労働条件について、使用者に対し、報告・資料の提供等を求める権利を有するとともに、関係書類につき閲覧、謄写、点検等を行う権利を有する。

6 労働組合は使用者が組合員に対して行う配転、出向、解雇、昇給、昇格、懲戒等あらゆる人事上の措置及び教育訓練等に対し、十分な協議のうえ決定する権利を有する。

7 労働組合は組合員の雇用と労働条件を確保するため、使用者に対し、経営施策等にかかわる情報について報告・開示を求める権利を有する。

8 労働組合は、労働者の生命、安全、健康を確保するため、生産施設その他必要な施設及び場所あるいは関係書類につき、点検、立入、閲覧、謄写等の権利を有する。

9 労働組合は組合員教育、文化・レクリエーション活動等の権利を有し、そのための費用の負担及び企業施設の利用その他便宜供与等を要求する権利を有する。

10 労働組合は、就業時間内においても、必要不可欠な範囲で組合活動を行う権利を有する。

11 労働組合は、企業施設内において組合員に対する情報の伝達、教育宣伝、使用者に対する意思表示等のため、集会を催し、あるいは各種文書を配布する権利を有する。

12 労働組合は、労働条件その他労働者の生活と権利にかかわる全ての事項及び団体交渉その他の労使関係にかかわる全ての事項について使用者と交渉し、決定する権利を有する。

団体交渉は就業時間内に、賃金を保障したうで行うことを原則とする。

13 全ての労働組合は、組合員の労働条件の向上とその経済的、社会的、政治的な地位向上のため争議権を保障され、争議権の行使の時期、方法等について自主的に決定する権利を有する。

争議権行使を理由として、使用者は、組合及び組合員に対し一切の不利益を課してはならない。

三つの柱を中心に

——東京全労協結成さる——

愛知「全労協」について、一〇月二四日、東京でも東京全労協が結成された。すでに発足している徳島とともに、地方「全労協」は三県で結成されたことになる。この他、「全労協」とは名乗っていないが、同じ考え方にもとづき地方の独自性を配慮し運動をすすめるところも数県にのぼる。

読者諸氏には、「全労協の活動がみえないではないか」「全労協運動に展望があるのだろうか」との意見をもつ方もおられるだろう。

全労協運動を考えると、もつとも重要なことは、全労協運動は連合や全労連のように上から指令的につくられる運動ではなく、総評労働運動の歴史的伝統を守り発展させる自主的な下からの運動であるということだ。歩みが遅いようにみえるのもそのゆえであろう。

現情勢下、もつとも必要なことは、下から一人ひとりが創意、工夫をつくし日本労働運動再構築に全力をつくし、確固とした運動をつくりあげることだ。上から一方的につくられた組織が、いかにたよりにならないかは東欧の情勢に明らかだし、指令・指示運動の限界は総評解散によって示された。そして新たに生まれた連合、全労連にも勢いが無い。全労協運動のゆくえに、日本労働運動はかかっている。

結成大会では準備会議長の佐藤氏（国労東京地本委員長）が(1)今日を契機にスタート、(2)東京は戦略拠点であり、全国的波及への原点、(3)総評の継承・発展を大衆行動、組合民主主義の発展で切り拓こうとあいさつ。

来ひんとして出席した四人の仲間も、「待ちに待っていた旗がたつた。全労協に国労闘争ばかりとの評価がある。私は国労と心中する組織との評価に誇りをもつ。」（山崎全労協議長）、「海外派兵は日本労働運動の組織を問われる問題、共同をひろげ都民に訴える」（鈴木東京地評議長）、「大会社が大儲けしているとき、賃金を闘いとれなければ労働組合ではない。デモで協力法粉碎を」（吉岡労研センター代表幹事）、「支援共闘は四七団体一五〇万。地域をふくめれば戦後最大規模の共闘運動になった。九州、北海道の闘争団は屈辱をほらすとその決意は固い。一月一日―三日に熱い連帯を」（中里国労支援共闘会議議長）と、東京全労協結成を祝福した。

東京全労協の基調は(1)大幅賃上げ、時短労働条件改善、(2)市民運動との連携、(3)地域共闘「ブロック全労協の結成の二本。さらに闘いの課題には(1)国鉄闘争勝利、国労闘争支援・連帯、(2)九一春闘（春闘討論集会）（二月九日）、春闘勝利総決起集会（九一年一月九日）、(3)反合理化、反行革、労働基本権確立、(4)反戦、反差別、反原発、政治闘争の強化、(5)民間中小、未組織の組織化、(6)国際連帯、(7)組織強化など八点が強調されている。

議論では六名の単組、地域の仲間が、「自立と創造・全労協運動の強化で東京地域労働運動の前進を」とのスローガン実現のために全力をあげる決意を表明した。

東京全労協は絶好のタイミングでの旗上げとなった。

資料2 東京全労協結成「大会宣言」

本日、東京全労協は結成された。参加者全員でこの旗揚げを喜ぶと共に、この組織を活力あるものに育てて行こう。

現在、中東の危機を口実にして、国会の場では自衛隊派遣の是非が問われている。自民党と海部内閣は平和憲法をかなぐり捨て、日本軍の海外派兵を目ろんでいる。われわれはこれに断固反対する。多くの仲間と手を取り、危険な派兵法案を廃案にしていこう。

四月一日、国鉄清算事業団の仲間たち一、〇四七人が不当にも解雇された。首を切られた国労の仲間は闘争団を作り、「自活」体制で解雇撤回を求め闘っている。仲間たちが一刻も早く勝利するよう全面的に支援していこう。

労働戦線の再編成の焦点は地区労に移りつつある。連合と全労連の地区労分割合戦が激烈だ。われわれは、こうした陣取り方式に反対だ。地区労働運動を継承強化させると共に、東京六ブロック全てに地域全労協を結成していこう。合わせて、東京地評を強化するため活動していく。

首都東京での全労協の旗揚げは、全国の同志たちへの励みでした。その期待に負けないように全労協らしい闘いを繰り広げていこう。

資料3 「愛知全労協」結成宣言

「愛知全労協」という新しい労働運動の刻印を、いま愛知の地に刻み始める。国労組合員を軸に集まった職場で呻吟している私達の力量は、未だ微塵の如くやも知れない。しかし高く掲げた旗印の正当性や、高き誇りはいずれにも負けないことを自負する。

労働組合は、気を許すと国益主義や労資協調主義に陥りやすい。日本の侵略戦争の時、産業報国会と名を変えてファシズムに迎合したのがそうだったし、いま「経済大国の企業戦士たち」の名の下に、資本の言うがままに身をまかせるといふ苦い思いの中にいる。資本の意に沿う労働運動は「連合」に代表される。愛知の地にはトヨタをはじめ大企業があり、労資協調主義の牙城として連合の中核を成している。

私達の指針は、反面教師たる連合のアンチテーゼを持って認ずる。すなわち、連合がブルジョワジーの「片腕」を担うなら、私達は「労働者による労働者のため」をスローガンに、あくまで労働者を主人公に据えて闘う。また連合が数を頼みに、最大公約数にコトを取斂していくのなら、私達は人間の尊厳を重んじ、差別抑圧に泣く者の立場に立ち切る。

愛知県下に働く者の総数は二六〇万人。多数を誇る「連合愛知」はこの内四三万人と、総数の二割に満たず、これに比して未組織労働者は一八〇万人、その数は連合愛知の四倍を数える。私達は、この未組織の部分に強く依拠する。なぜなら日々、劣悪な労働条件に苦しみ、ともすれば虐げられて捨象されている共通の地盤を持つからである。

職場の権利闘争が低迷する一方で、市民による「人権」感覚の高まりと要求は、社会的に無視出来ない状況を作り、また労働運動の分野で反独占の一環として掲げてきた「反開発」の要求は、消費者運動やエコロジー運動の活躍で、「環境保全」「反原発」などとして一定の社会的認知を勝ち得ている。言うまでもないが、労働者の闘いは職場だけに限られず、地域生活者として二四時間フル稼働の闘いが必要だ。これら市民レベルの奮闘を積極的に評価し、市民運動を運動上の強力なパートナーとして、今後は肩を組んで突き進まねばならない。

私達は今、熱い思いに身震いを禁じ得ない。愛知全労協という新たな拠り所を得て、確かな第一歩を踏み出したことに。そして、小さな投石だが、大きな池に広がる確実な波紋の期待にたいして、「自らの解放は自らの手で」、「自立と創造」のキーワードを掲げて炎の道を歩み出そう。

資料4 社会党宗谷地区協が党本部に意見書

本年四月一日、国鉄の分割・民営化に伴うJR不採用者の「再就職特別措置法」が失効し、全国で一〇四七名北海道で五二一名（稚内七三名、浜頓別九名）の清算事業団職員が解雇され、早や七カ月が経過しています。この大量解雇は、二度目の首きりと言われています。それは、一九八七年二月一六日のJR会社不採用（全国七六二八名、北海道四三九三名、稚内一〇六名、浜頓別三五名）そのものが、国労組合員を中心にした採用差別であり、不当労働行為であることが明らかになっているからです。

多くの労働法学者、弁護士は、この事件を「日本の労働法の危機、労働者の人権の危機」と考えて、国労の不当解雇撤回の闘いを支援しています。

稚内においても五月一日に国労闘争団が結成され、地域的な支援体制も、清算事業団闘争から引き継がれ、労働者、文化人、学者の間に、その輪が広がっています。

闘争団の仲間とは、ともすれば沈みがちな気持ちを奮い立たせて、家族も含めて討論に討論を重ねながら、自活体制、全国オルグ活動の体制を作り上げてきています。

闘いと生活を確保するための仕事は、その実態を言葉では表現できない程厳しいものです。仕事の面では、全く経験のない小女子（こうなご）干し、鉄工場、地下ボーリング工事、スケン（たら）切りの請負等、必死に働いております。闘争の面では、全国オルグ、地域支援のオルグ、物資販売、勿論地域に住む一労働者、住民としての活動もおろそかにできません。家庭の面では、子供の将来のこと、妻もアルバイトで生活費の補填と様々な不安と不満が渦巻く中で日々頑張っています。

これら厳しい活動の中で、生活費は以前の六割りを確保するのが精一杯で、現在闘争団は、冬期間の生活、闘争をどう進めるかを話しあっています。

私達国鉄闘争を支援する者は、国労闘争団の闘いに大きな力を得ているといつて良く、同時に、この問題の解決が引き延ばされ、JR、清算事業団当局の責任追及が政治の場において前面に出てこないことに怒りを禁じえません。国労闘争団の闘いは、JR、清算事業団、政府が、いかにき弁を弄しても、その不法、不当性は明らかです。したがって、この問題の解決の第一は、政治の場においてこの問題の不当性を大きく取り上げることであり、第二に、中央労働委員会に各地の地方労働委員会の命令に沿って、一日でも早く解決させるための働きかけを強めることです。

今日、国労の闘いに対して様々な意見がありますが、JR、清算事業団当局、政府による差別、選別、不当労働行為を正しいと主張するものは、ごくごく少数でしょう。日本の労働者の生活、人権が守られるためにも、この闘いの正しい決着を求めなければなりません。

我日本社会党として、この問題を早急に解決するため、力強く奮闘されることを北海道本部宗谷地区協全党員の意思として要請するものであります。

日本社会党委員長

土井 たか子殿

今こそ共闘運動、大衆行動、交流を

労戦再編は地区労段階にも

「官民統一」の連合発足、県連合結成を経て、労働戦線の再編成は地区労段階まで及んできた。

連合兵庫は、「九一年一月目途に地域組織づくりを完了する」方針を決定し、「地域協議会構成のマニユアル」という指針をもとに具体化している。その特徴は次のとおりである。

(一)県下を七ブロックに分け、地域協議会を結成する。ほぼ地区同盟の組織わりを尊重したものであり、地区労側にとっては広域再編成である。そして、この七ヶ所は奇妙なことに兵庫県の七地域行政割りと一致している。

(二)一部、地域の特事情、自主性は認められず、連合兵庫の下部組織として「上から」の強引な組織化である。規約や財政などの自主決定権はない。また、地区労の意見は反映させる場もなく、カヤの外に置かれている(地区労との連絡・調整、その運動を強化するとして発足した県評センターは、機能停止の状況である)。

(三)参加資格は、「連合兵庫の加盟三要件の承認、全労、県共闘など反連合兵庫組織との二重加盟は認めない」とうたっており、「左」派排除が明確である。自治労県本部傘下の県共闘加盟単組は除外されることになる。

(四)現在の地区労設置とほぼ同様の支部単位に「地域運営会」の設置が可能となっているが、運営会であり、かつ、一五組織、四千名以上という枠決めがなされている。大都市しか、組織できないのである。

兵庫ではこの方針に沿って、急速に地域組織づくりと地区労解散が進んでいる。確かにいくつかの地区労では、「地区労組織・運動を残す」「地区労センター結成」となっているが、多くは「流れに身をまかせ」状況である。地区労運動の大切さ、地協結成に当って上意下達で下部の意見を無視したやり方に、陰に陽に不満は出るが、「上部」に気をつかい、結局はやきにとどまっている。何よりも、①労働運動の後退は、地区労の運動の停滞と相互に関連し、地区労の目的が不明確である ②いざ地区労を残すとすると、運動・共闘財政、事務所、専従など結局「金」の問題で、「突破口」が開けないのが実情である。連合の基幹単産が地区労から運動、財政を引き揚げているのが大きく影響しているのである。

矛盾大きい地域の再編成

ところで、連合の地協組織づくりは順調だろうか。否である。連合、連合幹部は、地区労をつぶすことに関心はあっても、地協組織を作って何をするのか、何がしたいのか、その方針も、情熱もないのである。基本的には大企業の企業別組合の寄り合い所帯であれば、中・小労組、パート・未組織の支援、労農提携や市民運動との連帯など、口ではいうが本来どうでもよいのである。また、財政、運営などの旧同盟との意見の違いもあるが、選挙闘争や対行政闘争など政治闘争の方向が明らかでないところに、その組織方針を明示しえない欠陥もあると推察される。

兵庫の場合、連合兵庫発足以来、顕著になったことは、知事選を筆頭に、各首長選挙で保守候補(現職)の推せん(与党化)の傾向が強まったことと、推せんを口実とした社会党への圧力を強め、連合候補という名の社・公・民―「連合党」志向があらわになった

ことである。「政(野)党再編成」等について、詳しくふれないが、この調子でいくと、連合の地協組織づくりも行政ペースで進みかねない危惧さえある。

「下からの」運動づくり

このような中で強引に地協組織は結成されるだろうが、その未来は期待が薄いものである。私たちは、八〇年代から激化した「行革」攻撃、そして労働戦線の右翼的再編成——とりわけ八五年から本格化する国労攻撃の中で、それに反撃する大衆的なとりくみを最大の課題としてきた。兵庫のローカルの運動を再構築しようというのである。県評が国労支援をサポーターージュする中で、単に「上部」の指導批判にとどまらず、自らで考え、交流し、力を出しきって、「下から」の運動を作ることである。

八六年「国鉄分割・民営化に反対する兵庫県集會」、八七年「たたかう総評運動の継承・発展をめざす兵庫集會」、八八年「国労キャラバン」「春闘共闘」「地区集會」、八九年「国労連帯集會」など、毎年五千名内外の仲間を集集してきた。これらは、時には団体共闘を主体として、あるいは個人賛同人を募った実行委員会として、下から積み上げ、大きな盛り上がりを作ることができた。その結果、多くの成果を生み出した。

一つは、県段階における「左」派系組合、活動家の結集と交流である。様々な組織が生まれた。兵庫での特徴は、大衆的な盛り上がりは、共産党労組のセクト主義を抑え、彼らもこの戦列に加わってきたことである。

二つは、これも名称、形態も様々であるが、県下各地域に「地域共闘」が発足したことである。社会党や地区労が中心だったり、いくつかの組合や活動家の集まりであったりするが、県段階の運動は、このような地域の頑張りや深く結びついている。

その他闘争団、争議組合の支援や交流、社会党との結合もある。そして、この間念頭においたのは交流の重視、即ち、企業主義、指令主義の克服である。一方、弱点、欠陥も多いが、労働組合や地域の活動家に目標と勇気を与えたと自負している。

そして、これらの運動は、結果的に多くの組織を生み出し、その中心を担ってきた労働組合は、国労支援、お互いの交流を目指し、自主的な共闘組織である「兵庫県労働組合共闘会議(県共闘)」を結成(九〇年一月二日結成)したのである。(またこの間頑張って来た活動家は社会党の強化を含め、八九年二月一日に兵庫社会労働運動センターを結成した。社会党・総評ブロックの運動を継承する個人加盟の組織である)。

兵庫ローカルの運動——地区労問題を含め——を考える場合、この経過を抜きにはできない。また情勢もある。私たちがたまたかかった岡崎選挙(総選挙)は、反自民の流れが一過性のものではなく、労働大衆の怒り・不安・不満は根強いことを示した。さらに、この数年間の国労支援を中心とした取組みは、活動家の闘う力を広げ、保持し、そして運動を展開すれば、多くの労働大衆が共鳴することを証明したのである。女性、青年、中小労組、学者、文化人、市民運動グループ、労組OBなどである。職場でも「企業戦士」「突然死」に象徴される実態があり、最近は自然発生的な抵抗も始まっている。

最近のイラクのクウェート侵攻を契機に、自衛隊問題、インフレ、一層合理化と政府・独占は姿勢を強めている。再建が簡単ではないが、今ほど共闘運動、大衆闘争が求められている時はないし、その条件はある。

私たちは地区労を守ろうと言ってきた。その内容は、地域の独自性、自主性を生かした地域共闘の再構築である。地域は様々である。農・漁業、地場産業、大企業の有無、人口疎密、環境等である。運動も不均等である。活動家の配置状況、労働組合、単産の姿勢、

力量でその地域のたたかひの歴史もある。それぞれ創意工夫をこらし、地域での交流、共闘を積み上げていくことである。「金」はどうかなる。ただ、社会党の強化、労働運動全体の強化を常に視点に置くことである。
 (月刊ろうけん 一〇月号より)

◆ 読者からのおたより ◆

久し振りに参加 「一〇・二二」 国際反戦デー。横田基地を包囲するヒューマンチェーン行動に参加した。ざっと二万人が参加したと聞く。金網のむこうははずかだった。この種の政治的行動に参加するのは久しぶりだ。二年、三年という単位ではない。五年、十年の単位になる。その頃は、反戦デーとなると激しくデモをやり、機動隊とぶつかった。外国で始まったヒューマンチェーンのことを新聞なんかでみたとき、「やわいな」と冷かし半分だったのがウソのようだ。
 (国労・H)

改憲阻止、派兵反対の一点で 中東問題を逆手にとった海外派兵。勢いにまかせて憲法改正論議まで公然と飛び出した。多少の立場の違いを超えて、ここは「海外派兵反対、憲法改正阻止」の一点で行動にたちあがろう。
 (千葉・S)

ハンストで闘う 国労八王子支部は、「労働者が健康で一生安心して働きつづけられる職場の労働条件確立と不当解雇撤回、清算事業団の仲間千四十七名の地元JRへの採用を勝ちとる」ため、十一月十日、十一日と三十時間のハンガーストライキ、抗議行動をとります。
 (ハンスト実行委ニュース)

3Kプラス4Kの職場 毎年養成所卒の新人看護婦が医療現場に入ってくる。しかし、それと同数以上の正社員が退職している。いま「キケン、キタナイ、キツイ」の3K職場が敬遠されているという。都会のナースの間では、看護婦はその3Kに「キューリョウ安い、キューカとれない、ケッコンできない、コドモ生めない」の4Kがプラスされる、という笑うに笑えない話がある。
 (医療労働者・K)

どんなことがあっても どんなことがあっても守ってみせる 悩み苦しんでいる仲間がいるのに、どうして黙っていられようか 誰一人振り向かなくても あなたを支えるわたしが ここにいる はじめは一人の小さな そのつぶやきが やがて 大きな大きな輪になって あなたをつかんで離さないどんなことがあっても守ってみせる みんなかけがえない仲間だから
 (ちゅうたん、五七六八号)

その時農業は 昔、集団就職というものがあつた。三月末になるときまって田舎から上京する(中学卒業生の)姿がテレビに映し出されていた。昭和三十年代、私がまだ小学生だった頃のことである。時代は変わって現代農村には過疎化、農業担い手の高齢化、嫁不足といった深刻な問題がある。国や大企業はそれにさらに拍車をかけるように小農切り捨て、農業の大規模化を図り、コストを下げるようにしている。その最たる政策が農産物の自由化であろう。外国の安い農産物(本当は危険がいっぱい)に対抗できない農業は当然切り捨てられる。切り捨てられた農業者は、高度成長時代の昭和三十年代と同じように、余剰労働力となり企業に安い労働力を買ってもらうことになる。そういうレールが今、急ピッチで敷かれつつある。その時、農村はどうなるか。もう考えなくても明白である。
 (労大三条講座ニュースより)